別表十八

「法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書・地方法人税法第十六 条第一項の規定による予定申告書」

1 この表の用途

この表は、普通法人が法人税及び地方法人税について中間申告又は中間申告に係る修正申告をする場合に使用します。

2 各欄の記載要領

	欄	記	載	要	領	注 意 事 項
「税	務署処理欄」					記載しないでください。
法	「修正・更正・決定の年月日」	当期首以後6 に法人税につい 正若しくは決定	て修正申	は更		
人	「法人税額」 前 事 業	前期の別表一 (注) 前期が連結 期の「各連結 額の届出書」 います。)の	- :事業年度 :事業年度 (以下「個	に該当す の連結注 別帰属額	る場合には、 人税の個別点 質の届出書」と	景属
税額の	年度の法人税額 同上のうち土地譲渡税の承認を取り消るの形はいる に控除された法のでは、 額の特別控除額の加 算額」	がある場合の調 の支出がある場 外書の金額を加	R税の特例 合には、 Iえた金額 事業年度 I期の個別	J)) に規定 前期の別 を記載し に該当す	する使途秘園 表一の「10」 ます。 ⁻ る場合には、	三金 の 上
計	を の 各 欄	前期が連結事 期のその普通法 属支払額(法第 規定する掲げる 記載します。	人に係る 71条第1	調整後連項第1号	基結法人税個別 分《中間申告》	
算	「月数換算」	「同上の税額 数 (暦に従って げます。) を記	計算し、			

欄			記	載	要	領		注	意	事	項
	「修」	正・更正・決定の年月	当期首以後6 に地方法人税に は更正若しくは す。	ついて修	正申告書	を提出し	た日又				
地		「地方法人税額」	前期の別表一	·事業年度	に該当す	る場合には	は、前				
方	前		期の個別帰属 します。								
法	税事	「同上のうち土地譲渡 税額等及び連結納税 の承認を取り消され	匿金の支出があ 区分に応じ、そ	る場合に	は、次の	課税事業	年度の				
人	年度	た場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加	(1) 前期が令和 事業年度								
税	の地方	算額に係る金額」	前期の別表 (2) 前期が令和 税事業年度	_							
額	法人税		前期の別表 (注) 前期が連結 記に準じて前	·事業年度	に該当す	る場合に	は、上				
の	税 額		の金額を記載		がある。	/畑山青(7)	次 当 作				
計算	」の各欄	「差引地方法人税額」	前期が地方法告別に規定する合には、その前結地方法人税個地方法人税額にす。	最終の連 i期のその 別帰属支	結事業年)普通法人 払額(同	度に該当 に係る調]号イに規	する場 整後連 定する				
	「月	数換算」	「同上の税額〉 数(暦に従って げます。) を記	·計算し、	1月未満						

3 根拠条文

法 71、規則 31、地方法 16、地方規則 2